

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 生徒会 会計規定

第1章 総則

- 第1条 生徒会の予算その他会計の基本に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第2条 生徒会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第3条 会計年度における経費は、その年度の収入をもって支弁しなければならない。
- 第4条 生徒会の収入は、会費・寄付金・前年度繰越及び雑収入による。

第2章 予算

第1節 通則

- 第5条 生徒会の収入は、全てこれを生徒会予算に編入しなければならない。
- 第6条 当該年度内に支出を終らなかった経費の残金は、生徒会に返還しなければならない。
- 第7条 生徒会経費のうち、その性質上、予算の配分に支障を来す項目のある場合には、2年以上に分割して予算を認めることができる。
2. 前項に定める予算が認められた場合、次年度以降の生徒会は、これを継承する。

第2節 予算の作成

- 第8条 生徒会予算の作成は、生徒会会計が行う。
- 第9条 生徒会会計は、毎会計年度初に、当該年度の生徒会収入の見積を各機関及び各クラブに提示する。
- 第10条 各機関及び各クラブの責任者は、毎会計年度初に、前条に定める収入見積に従って、当該機関またはクラブの支出予算額に関する見積書を生徒会会計に提出する。
- 第11条 会計委員会は、前条の見積書を検討して各機関及び各クラブの代表者と必要な調整を行い、当該年度生徒会予算を作成し、総務委員会に提出する。
- 第12条 総務委員会は、前条の予算を審議して必要な調整を行い、出席者の過半数の支持をもって生徒大会に提出する。
- 第13条 前条の予算は、生徒大会が、出席者の過半数の支持をもってこれを承認する。
2. 生徒会予算は、前項の生徒大会の承認と同時に効力を発する。
- 第14条 生徒会会計は、当該年度予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、これを総務委員会に提出することができる。
2. 総務委員会は、前項の暫定予算を審議検討の上、出席者の過半数の支持をもって承認する。
3. 暫定予算は、当該年度本予算成立と同時に失効するものとし、暫定予算に基づく支出または債務のあるときは、これを当該年度本予算に基づいてなしたものとみなす。
- 第15条 各機関及び各クラブの責任者は、予算作成後の事由によって、緊急かつ避けることのできない経費を生じ、既に成立した予算に変更を加える必要がある場合、その補正を生徒会会計に請求することができる。この場合に限り、生徒会会計は、総務委員会の承認を経て、補正予算を成立させることができる。

第3節 予算の執行

第16条 生徒会は、金銭管理及び金銭出納に関する事務を、事務室に委託する。

2. 前項に定めるもの以外の会計事務一般は、生徒会会計がこれを行う。

第17条 各機関及び各クラブの責任者は、各々の予算に基づいて支出しようとする場合、事前にその顧問の承認を得て、所定の様式をもって支出を求め、指導部を通して支出を受ける。

2. 前項の支出は、第13～15条の規定により承認された予算に定める品目及び合計金額を越えてはならない。

第18条 各機関及び各クラブの責任者は、各々の予算に基づいて支出しようとする場合、原則として、第21条に定める生徒会予算請求用紙（必要な請求書または領収書を貼付したもの）によって、会計委員会に請求する。

第19条 生徒会会計は、前条の請求があった場合、その書類及び請求書等を検討の上承認し、指導部を通して、原則として毎月末に、本校事務室を通して支払いを行う。

第20条 緊急に現金支出の必要が生じた場合、各機関または各クラブの責任者は、第18条に定める書類にその旨を付記し、これを生徒会会計に別して、緊急支払いを受けることができる。

2. 前項の要求があった場合、生徒会会計は、その要求が第17条の規定に違反していないかどうかを検討し、前条に準じて支払いを行う。

第21条 生徒会予算請求用紙に記すものは、次の通りとする。

- (1) 当該機関またはクラブ名
- (2) その代表者名
- (3) 購入品目・単価等
- (4) 当該機関またはクラブの顧問教諭署名・印及び会計責任者の署名

第22条 各機関及び各クラブの会計責任者は、その予算の収支に関して金銭出納簿を作成し、総務委員会から要求のあった場合、これを提出しなければならない。

第23条 各機関またはクラブが生徒会予算によって購入した財務その他に亡失・破損が生じた場合、当該会計責任者は、総務委員会に報告しなければならない。

第3章 決算

第24条 各機関及び各クラブの責任者は、毎会計年度末に、その機関又はクラブの支出に関する決算報告書を作成し、これを生徒会会計に提出しなければならない。

第25条 生徒会会計は、前条の決算報告書に基づき、当該年度決算書を作成し、管理委員会の監査を経て、生徒大会に報告しなければならない。

第26条 毎会計年度の決算において、剰余を生じた場合は、これをその翌年度の収入に繰入れるものとする。

第27条 生徒会の決算は、毎会計年度ごとに校長の承認を得なければならない。

第4章 会計監査

第28条 管理委員会は、毎会計年度末に会計監査を行い、その結果を生徒大会に報告しなければならない。

2. 管理委員会は、前項に定める場合のほかにも必要と認めた場合に随時監査することができる。ただし、その結果については、不審な点がない限り生徒大会に報告する必要はない。

第29条 前条に定める監査報告は、次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 生徒会の収入・支出の決算についての確認
- (2) 会計諸規定もしくは予算に違反している事項または不当と認められる事項の有無。

第30条 会計監査は、監査終了後学校長に監査報告書を提出しなければならない。

第5章 補則

第31条 生徒会に所属する機関またはクラブに、生徒会予算による収入以外の収入が生じた場合、当該機関またはクラブの責任者は、必ず総務委員会及び顧問教諭に報告し、その承認を得た上で責任を持って使用・保管を行う。

第32条 予算に関わる事項全般について、会計委員会並びに各会・各団体は指導部による指導、助言のもと、その活動を行うものとする。

附則

本規定は、2009年、生徒大会において承認された日の翌日から施行し、2009年度から適用する。